



みんなでやれば、大きな力に！ごみを資源にするために・・・

～ 広げよう「リサイクルの輪」～

★環境推進課☎1172、環境産業課☎1331（内線232）

みなさんが出す燃えるごみのなかで、紙類の占める割合はおよそ40%を占めています。なかには新聞紙や雑誌類など、きちんと分別しリサイクルのできる紙資源が多くみられます。一人ひとりが分別すれば、大きな力となってごみが資源に生まれ変わります。みんなでやれば大きな力に！ごみを資源にするために、リサイクル活動の一部を紹介します。

【集団資源回収】

自治会・PTA・子供会等が地域活動として定期的実施しているものです。積極的に参加することで、リサイクルの輪が広がり、ごみの減量と再資源化につながります。

【集団資源回収での分別方法と出し方】

種類	主な品目	出し方	回収できないもの
紙類	新聞紙（広告含む） 雑誌類（包装紙等） 段ボール、牛乳パック、雑がみ	品目ごとにひも等で縛る。牛乳パックは、軽く洗って開く。	感熱紙、油紙、カーボン紙、写真等
布類	衣類	洗濯し、汚れないよう袋に入れる。	濡れているもの ひどく汚れているもの
ガラス類	一升びん、ビールびん、ジュースびん	軽く洗う。	割れたもの、汚れのひどいもの等
金属類	スチール製飲料用缶 アルミ製飲料用缶	軽く洗う。	さびたもの、汚れのひどいもの等

※収集品目は、各団体によって異なりますので確認のうえ出してください。

【集団資源回収予定表】

○印は実施日未定 ★は常設

団体名	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
宮本町自治会		24		26		28		23		24		
泉町自治会		3			9			9				10
上町自治会（本庄）	27		22		23		25		27			24
照若町自治会	20		22		23		18		20			17
南本町自治会	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16		16
諏訪町自治会					8			8				
上仁手自治会		16						17				
小島南自治会	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
曙自治会	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2		2
本町自治会（児玉）						23						24
本庄西小学校PTA		10								17		
藤田小学校PTA		2							1			2
仁手小学校PTA	20							24				
旭小学校PTA											○	
北泉小学校PTA	12						○					
本庄南小学校PTA	12						20					
中央小学校PTA	26								1			
児玉小学校PTA	26								8			
秋平小学校PTA	20							25				
本庄東中学校PTA			21				20					
本庄西中学校PTA			29						23			

団体名	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本庄南中学校PTA		9						17				
児玉中資源回収						8						9
末広町子供会育成会		2				1	20			5		
沼和田子ども育成会		2										
小島子供育成会		6										
万年寺子ども育成会		2							1			
三友子供育成会		4						4				
西富田子ども育成会											○	
蛭川子供会		13				23						
上真下双葉子ども会		19						○				
本庄すみれ幼稚園						7			14			
本庄西幼稚園さくらんぼ会		16		○		○		○		○		
北泉スポーツ少年団										○		
宮本線南友の会			○			○			○			○
ライオンマンション本庄自治会		27						○				
ハートワーク		7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
あおぞらグループ井上		23	27	25	22	26	24	28	26	23	27	○
古太萬の会ポノポノ		16	20	18	15	19	17	21	19	16	20	○
古太萬の会佐久間さんち		12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
ハートtoハート（児玉）		6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
ハートtoハート（本庄）		20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17

集団資源回収を行う団体を募集しています

報奨金を受けるには、事前に団体登録が必要です。

報奨金の交付の対象となる団体は、市内に住所を有する者で組織され、かつ、営利を目的としない団体です。詳しくは、環境推進課又は環境産業課へお問い合わせください。

心身障害者の

「自動車税・軽自動車税・ 自動車取得税」が減免になります

次の表に該当する心身障害者が、通院・通学や生業等のために使用する普通自動車・軽自動車等のうち、要件を満たした場合、障害者1人につき1台に限り、自動車税・軽自動車税・自動車取得税が減免になります。（上限額45,000円。ただし、重課対象の車は、49,500円。自動車取得税は、上限150,000円。）

降に申請した場合は、申請の翌月からその年度の3月分までが上限の範囲内で減免されます。

軽自動車等の手続き

軽自動車等の減免申請については毎年申請が必要なため

持参するもの 納税通知書、

自動車運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神

障害者保健福祉手帳と自立

支援医療費受給者証、印鑑、

自動車検査証

なお、継続申請の人は、市

民福祉課税務係（総合支所1

階）でも手続きができます。

要件 次の①②のいずれかに

該当する場合

①車両の所有者が該当者本人

又は該当者と生計をともに

する人で、運転者が該当者

本人又は該当者と生計をこ

もにする人の場合

②該当者のみで構成される世

帯が所有する車両を、常時

介護する人が運転する場合

普通自動車の手続き

県税事務所まで5月31日(木)までに申請してください。

減免登録がお済みの人は、改めて申請を行う必要はありません。なお、6月1日(金)以

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		減免対象となる障害の級
身体障害者手帳	視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12）
	聴覚	2級・3級
	平衡感覚	3級
	音声又は言語機能	3級（こゝ頭が摘出された場合に限る）
	上肢	1級・2級
	下肢	1級から6級まで
	体幹	1級から3級まで及び5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢 1級・2級 移動 1級から6級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級・3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます	
療育手帳	A又は㊿	
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者自立支援法に規定する精神通院医療を受けている人	

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。

詳細については、課税課へお問い合わせください。

★障害福祉課 ☎ 11225

FAX 19063

★課税課 ☎ 11222

FAX 11991

★市民福祉課税務係 ☎ 13

31（内線322）

FAX 1630

★本庄県税事務所 ☎ 2615

FAX 2844



手話体験講座を開催

初心者を対象にした講座です。日常でのあいさつや簡単な手話表現を学びます。みなさんのご参加をお待ちしています。

日時 6月1日から29日までの毎週金曜日 全5回 午前10時～正午

会場 中央公民館

定員 30人（先着順）

費用 無料

申込 5月8日(火)から25日(金)までに電話又は直接左記へ

★障害福祉課 ☎ 11225

FAX 19063

児玉郡市手話通訳者養成講座（応用課程）を開催

本庄市・児玉郡内の聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加を促進するため、児玉郡市手話通訳者派遣事業に登録する手話通訳者を養成します。

日時 6月1日から平成25年1月18日までの毎週金曜日

（7月20日、27日、8月3日、10日、17日、24日、31日、11月2日、23日、12月28日、平成25年1月4日を除く）

全23回 午前10時～正午

会場 仁手公民館

定員 10人（受講審査あり）

対象 本庄市・児玉郡内在住で、修了後は児玉郡市手話通訳者として活動する意思のある人

・児玉郡市手話通訳者養成講座（基本課程）を修了した人又は同等の技術・知識を有する人

費用 実費（テキスト代等）

申込 5月18日(金)までに電話又は直接左記へ

★本庄市社会福祉協議会手話通訳者派遣担当 ☎ 727

FAX 5